

第7回官業民営化等WG・第20回市場化テストWG 議事録(農林水産省ヒアリング)

1. 日時：平成17年8月11日(木) 13:30～15:00

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室

3. 項目：①独立行政法人林木育種センター

②独立行政法人農林水産消費技術センター

③独立行政法人家畜改良センター

4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、本田副主査、白石委員、安念専門委員、大橋専門委員、
福井専門委員、赤羽専門委員、翁専門委員、美原専門委員

○農林水産省

①独立行政法人林木育種センター

林野庁 森林整備部研究普及課	課長	笹岡 達男
	課長補佐	斎藤 均
	課長補佐	松下 英之
	研究企画官	津田 京子
林政部林政課	係員	丸田 聡

②独立行政法人農林水産消費技術センター

消費・安全局表示・企画課	課長	水田 正和
	課長補佐	信夫 隆生
	業務調整係長	大野 正人
	表示・企画専門官	高井 龍朗

独立行政法人農林水産消費技術センター本部 企画調整部

業務調整部長 寺野 重造

③独立行政法人家畜改良センター

生産局畜産部畜産振興課	課長	姫田 尚
生産局畜産部畜産振興課生産技術室	室長	廣川 治
生産局畜産部畜産振興課	畜産専門官	加藤 浩

①独立行政法人林木育種センター

○大橋専門委員 御苦勞様です。それでは、第7回の「官業民営化等WG」と第20回の「市場化テストWG」の合同会議を開きたいと思います。

今日は、まず最初に独立行政法人に対する第1次各省ヒアリングの第2弾として、農林水産省の独立行政法人についてのヒアリングを実施したいと思います。お暑い中御苦勞様です。林木育種センターについてのヒアリングをお願いいたします。

7、8分ほど御説明していただいて、残りの時間は質疑ということにさせていただきたいと思いますので、簡潔に御説明いただければと思います。

○笹岡研究普及課長 それでは「独立行政法人林木育種センター」について御説明をさせていただきたいと思います。私、林野庁森林整備部研究普及課長の笹岡と申します。よろしくお願いします。

それでは、お手元にヒアリング調査票資料を配布させていただいていると思いますが、まず資料の御説明をするに先立ちまして、私どもの扱っている森林というものを対象に、この林木育種センターもよい森林をつくっていくということを目標にやっているわけですが、その特徴をちょっと簡単に申し上げたいと思っております。

森林をつくっていく上で、3つほどほかの分野にない特徴があるかと思っておりますが、まず第1点は超長期性と申しましょうか、仮に今、木の生えてないところに森林をつくっていくとした場合に、大体日本の場合は50年～100年かかるというような、非常にロングスパンの事業であるということが1点でございます。

第2点としましては、これは生き物を扱っているということに関係すると思っておりますが、不可逆性と申しますか、後で申し上げます遺伝子の保存事業、遺伝資源という観点に立った場合に、一度失うと取り返しがつかないというような側面が、生き物を扱う仕事の常としてございます。

第3点で、これも森林の大きな特徴でございますが、公益性というものを必ず付いて回る。勿論、森林を育成して木材の生産、あるいは林産物というような経済的側面があるわけでございますけれども、必ずそれと同時に災害の防止ですとか、今ですと炭酸ガスのCO₂の吸収・固定ですとか、あるいは森林のレクリエーションといった、そういう公益的な機能が付いて回るという特徴があるかというふうに思っておりますので、是非その点も御勘案の上、御議論いただければありがたいと思っております。

それでは、続きまして、資料に沿って御説明を申し上げます。林木育種センターは、現在145名の職員がおりまして、平成17年度予算でもっておおよそ20億円余りという規模で仕事をやってございます。

事業の大きな内容、大きく分けてこれも3つございますけれども、「1 林木の新品種の開発」「2 林木の遺伝資源の収集・保存」「3 海外に対する林木育種技術協力」という3つの柱が、私どもの業務となっております。

新品種の開発というところでは、いろいろな目的に応じたよい木の品種を開発しているわけでございますが、特に最近では1の①にありますような、花粉の出ないスギ、花粉症が非常に大きな問題になっておりますけれども、あるいは花粉の少ない遺伝的特性を有するスギやヒノキを開発するということがございますし、地球温暖化対策に関しましては、やはり二酸化炭素の吸収・固定能力の高いような品種を開発する。それから、国土の保全、環境の保全という関連で、例えば、病虫害、マツクイ虫に強いですとか、あるいは雪な風の害にやられにくいような品種を開発する。更に、これは元からのあれでございませ

ども、成長・材質の優れた、よい材木のできるような品種を開発する。

そんなようなことをこの新品種の開発で行ってございます。

次に「2 林木の遺伝資源の収集・保存」でございますけれども、もともとはこうしたいろんな品種開発をする上で必要なさまざまな特性を持った遺伝資源を集めてまいったわけでございますけれども、特に近年では国の生物多様性国家戦略という中でも位置づけられておりますような、絶滅危惧種や天然記念物、その他希少な樹種等の材木遺伝資源の収集・保存をしてございます、

更に3番目としまして、こうした国内での取組みを基盤としまして、特に熱帯林等、海外における森林の減少に対応するために、熱帯産の樹種のクローン化技術ですとか、あるいはそういった管理技術の開発、また海外につきましても遺伝資源収集等の技術協力をやっております。

続いて「5. 民間開放の状況」であります。林木育種事業につきましては、実は法的に民間参入を制限するような規制はもともとございません。したがって、現在でもだれでもこのような林木育種事業を行うことができるわけでございますけれども、現実を見てみますと、先ほどの説明とも多少重複しますが、1番として極めて長い期間を要するというのが1つ。

それから、苗木を育てたり、いろいろ品種改良するための広大な事業用地が要りますし、またそれを長期にわたって維持しなければいけない。非常に大きい、初期の投資が必要であるということがございます。それから、それを支えていく素材や技術レベルにおきましても、長期的、安定的な確保・維持が必要であるということから、なかなか一般の民間事業の対象に今までなりにくいところがございます。現実的に今このように全国レベルで広範囲にわたった林木育種事業を行っているのは、この育種センターだけというような格好になってございます。

なお、基本的な事業の大半は、高度の専門的知見や技術が必要ということもありまして、専ら育種センターの職員自ら実施することが必要になってまいりますけれども、例えば、苗木の生産作業ですとか、実験の準備作業あるいは一般的な庁舎の管理業務という、ルーチンでできるようなものにつきましては、既に民間委託により実施してきているところでございます。

「6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響」ということでございますけれども、1つは森林の整備に資する優良な種苗の開発・確保・供給ができなくなるということがございます。この中には、例えば、病虫害の蔓延、マツやスギを食べてしまう病虫害が防げなくなる。あるいはよい森林ができないことによりまして、災害や環境保全上脆弱な状況が生じる。あるいは当然のことながら、森林が持つ二酸化炭素の吸収固定機能等々のレベルが落ちてくるということが懸念されるわけでございます。

また、林木に関します遺伝資源につきましても、過去に収集してきたものを、仮に維持・管理ということをやめてしまえば、中には絶滅によって二度と手に入らないようなもの

が失われるというようなことも懸念されてくるところでございます。

次のページに移らせていただきます。「7. 更なる民間開放についての見解」でございますが、先ほど申しましたように、現在考えられるアウトソーシングが可能な業務を既に民間委託という形でやっておりますことから、現状以上のアウトソーシングは困難ではないかというふうに考えてございます。

8 番の個別項目についてのコメントでございます。

1 番目として、平成 16 年度の活動実績についてでございますが、新品種の開発を随時進めておりますけれども、特に花粉症対策に有効な品種として無花粉スギ、花粉の少ないスギは従来から開発をしまっておりまして、16 年度末になりますが、今年の 1 月に無花粉スギ、まったく花粉が出ないようなスギの品種開発に成功いたしまして、これから実用段階に入るよう努力をしているところでございます。

また、従来からやっておりますマツノザイセンチュウ、マツクイ虫に対する抵抗性品種等の品種開発をやってきてございます。

これは、私どもの育種センターでは、もとなる原種というものをつくりまして、その苗木を都道府県に配布をいたします。これはなぜかと申しますと、育種センターで末端の事業者まで配布するだけの苗畑、苗木を生産するのは、これまた多大な投資が必要となってきますので、それぞれの地域の状況に応じて都道府県も御負担いただいて末端まで配布できるような体制をつくっていただいているということでございます。

また、研究分野でございますが、花粉症の関係で花粉が少ないだけではなくて、更にその花粉の中に含まれるアレルゲンの少ない、アレルギー反応を起こす物質が少ないようなスギを何とかつくっていかうということも研究段階でございますが、やっております。

林木遺伝資源の収集・保存につきましては、育種素材として利用価値の高いもの、絶滅に瀕している種などについて、引き続き収集しまして、ものによっては増殖、ちゃんと増やしながら保存するというをやって、データベース化を図っております。

海外に関する協力におきましては、海外 29 か国から 89 人の研修員を受け入れておりますし、逆に日本のセンターから 9 名の専門家を短期・長期合わせまして途上国等に派遣して、育種技術の指導を行っております。

2 番目としまして、独法として取り行う必要があります、民間事業者によって実施不可能なものがあればということでございますけれども、これもある御説明が重複して恐縮ではありますが、まず新品種の開発については、成果を得るために極めて長い期間を要すること。広大な事業用地等の確保、また長期間にわたっての維持が不可欠であるということから、現在考えられるところで、これを全部クリアーして、実際に事業を行っていくであろうという民間事業者はないのではないかと私どもは考えているところでございます。

それから、遺伝資源の収集・保存につきましては、1 つは品種の開発に必要な優良な遺伝資源の確保を行っているという側面がございますので、ある意味では品種開発というものと一体として実施、これだけ切り離すというよりは一体としてやる必要があります。

ろうと思っております。

また、海外協力につきましても、センターが持っております育種技術を前提として成り立っていることをございまして、これをまたゼロから対海外だけということで切り離してやっていくのは、困難ではなかろうかというふうに思っております。

最後に、民間開放に関する見解ということでございます。林木育種事業は、森林整備の基盤である優良種苗の確保、貴重な林木遺伝資源の保存等を目的とした、極めて公益性の高い事業であると思っております。

また、特に近年地球温暖化対策、花粉症問題あるいは生物多様性、海外協力という、国の長期的な計画なり目標に位置づけられた事業でもございますので、その技術レベル、継続性というものが必要に重要ではないかと思っております。

また、当然のことでございますが、原種の供給などに当たっては、中立公平性が必要だというふうにも思っております。

特にこの事業の特徴として、短期間で成果が得られにくい。例えば、花粉の少ないスギの開発につきましても、まずそういうようないい品種が発見なり開発されても、実際にそれをそこから種を取って植えてみて、本当に使えるということを確認するのに、最低でも4、5年かかります。それから実用になって、その効果が測定されるには、更に時間がかかってまいりますので、そういう時間的な要素がございます。

それから、生き物を扱っていくということで、なかなかやり直しが利かない側面もあるということから。

○大橋専門委員 課長、そろそろ時間が来たので。

○笹岡研究普及課長 済みません。なかなか実験というか、一言で申しますとここに書かせていただきましたが、テストになじみにくい側面があるのかなということを、私ども常々考えておりますので、それだけ付け加えさせていただきまして、御説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大橋専門委員 どうもありがとうございました。何か御質問ございますか。どうぞ。

○福井専門委員 この職員の中で、研究者が大部分を占めておられるわけですか。どういう方が、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○笹岡研究普及課長 まず研究職と一般行政職とおるわけでございますけれども、145のうち3分の1が研究職でございます。

○福井専門委員 何名ですか。

○笹岡研究普及課長 50名ちょうどです。

○福井専門委員 どういう御専門の方ですか。

○笹岡研究普及課長 はい。勿論、林学が大半なわけですが、林学の中でかなり分野がございまして、例えば、育種学というのは当然ございます。林木育種学。それから、遺伝学、こういう直物に関する遺伝学でありましたり、あといろいろデータを扱う関係から、統計学の専門家がおります。それから、木材の利用等。森林に関する、もともと林学

自体がかなり幅の広い学問分野でございますけれども、その中の個別の専門家がおります。

○福井専門委員 その研究職の研究分野で、同様の研究は、例えば、大学の林学科とか、あるいは自治体の林学試験場みたいなところでやっている分野と、やっていない分野があるんですか。あるいはやっている分野であれば、どういう違いがあるのかということはどうでしょうか。

○笹岡研究普及課長 この育種センター自体が、私どもいわゆる研究機関ではなく、作業施設という位置づけで考えておりますけれども、一番の特徴は大学であったり、あるいは元国立の研究所がやっているような、いわゆる基礎研究的な分野は、当センターでは実はほとんど行っておりません。ほとんどがまずは応用研究であるということと、それが育種なり、品種開発事業と一体化したような研究です。ですから、開発しながらその検証をしていくという研究なものですから、かなり大学、研究所等の研究とはテーマも内容も異なっているというふうに考えております。

○福井専門委員 大学では、応用的な研究をしてらっしゃる方がいないんですか。

○笹岡研究普及課長 実際にこれだけの圃場を持って育てて、検定しながらやっていくところまでの体制を持っている大学は、ほとんどないと思います。

○福井専門委員 それはどちらかというと、研究者の資質・能力というよりは、施設なり、あるいは利用できる一種のリソースの問題だと考えてよろしいわけですか。

○笹岡研究普及課長 そうですね。それもございますし、このセンターの負っている任務と言いますか、任務がもともと最後は形を現わすというか、事業という形で実を結んでいくものですから、それに必要な研究という形です。

○福井専門委員 最近、大学も一種の技術移転等に非常に熱心で、応用的な技術開発というのは、多分こういう分野でもそれなりに試みはあると思うんですけれども、同じ研究者が応用的なことも、基礎的なこともやるということは、要するに、能力・資質の面で截然と差があるとか、あるいはこのセンターだけがそういう資質のある人を抱えているというわけではないですね。人的資源という観点だけで言えば。

○笹岡研究普及課長 そこになると本当に、資質という面になりますと、勿論幅広い人材を有して。

○福井専門委員 例えば、この研究職の方が、その後大学の林学科の先生に転身するということは、よくあるわけですか。

○笹岡研究普及課長 当センターに限って言いますと、ほとんど例がございません。

○福井専門委員 基本的にずっとここで生え抜きのまま職業生活を終えられる方が多いんですか。

○笹岡研究普及課長 はい。

○福井専門委員 もとものの分野が、さっきおっしゃったような、育種学とか遺伝学とかということであれば、そういう分野の専門家で、例えば、大学とか自治体の試験研究機関なりに一定の、例えば、ここの施設がもし非代替的なものであるということですから、そ

の施設について、ある専門家の集団に委託をすとか、あるいは一種の請負でやっていたとか、施設についてまさに無比であるのであればここをお貸しする、人材については、むしろ広く民間や自治体から求めるという形のコンビネーションでも、同等の研究はできるということになりませんか。

○笹岡研究普及課長 かなり研究というものと、それから実際の作業というんでしょうか、実際に苗木を育てていく、それを測定したりするわけですけども、それはかなり一体的にやっているものですから、そこが若干。それから、かなり長期にわたってここに張り付いて、事実上ライフワーク的にこの仕事をやっていただくと、途中で短期で大学に行ったり来たりしないという形でやってきている。またそれがいい形で来ているということから考えると、事実上ここに例えば大学の先生が関わっていただくとしたら、その方も一生やるつもりでやっていただくぐらいのことになるのかなと思いますので、そのこのマッチングがうまくできるかどうかについては、心配はございます。

○福井専門委員 人事異動等はあるわけですか。恐らくここでも退職される方の仕事は、どなたかが、例えば、若手研究員が引き継いで続きをやるということでしょう。一種の引き継ぎなり連携なりの仕組みがちゃんと整っていれば、端的に言えば独立行政法人の職員でなければできないというのではなく、やはり適切なコンビネーションがなければいけないという意味合いですね。

○笹岡研究普及課長 資質に関しては、おっしゃるとおりだと思います。あとは職務の内容によって、ほかの独立行政法人も同じだと思いますけれども、独法の通則法と、それから個別法という形で、身分なりいろいろな責任が負わされていると。その側面からは。

○福井専門委員 守秘義務とかあるいは特定の業者を有利に扱わないという意味での中立性は、勿論そういう点は民間でも前提として我々は議論しているわけですけども、もし御懸念のような、長い期間とか広大な事業用地ということだと、長い期間については、今、現になされているような、スムーズな引き継ぎの、ある意味では研究成果の接続をうまく考えればいいことですし、広大な事業用地について言えば、独立行政法人の財産なり、国の財産の貸付なり、利用の形をオープンにすることによって、民間でも対応できるわけです。

この経営リスクということについても、民間で独立採算でこういうことはそもそも成り立たないということはよくわかりますので、今まさに直営でやっておられることについて、一定の補助なり、あるいは競争的資金の提供ということで、一定の政策目的を示して、それに合うような応用的研究をやってくれということで、言わば民間なり大学なりを相手にして、同じお金を使われれば、もっと創意工夫が生まれるかもしれない。

そういう形での御検討はいただけないでしょうかということなんです。

○笹岡研究普及課長 お話としてはよくわかるような気もいたしますが、そのような受け皿と言いますか、実際に今、我が国でそのような研究者にしても、いろんな技術にしても、受け皿があるかどうかということに、私どもも自信がございませんので、その辺も含め

た検討が必要ではないかと思います。

○福井専門委員 ある意味では、それをやりたいというところが出てくれば、能力さえあれば構わないわけですね。

もう一つは、多分、こういう資金が直営の形で、今のところはこの研究者の方にはかなりノウハウが移転しているんでしょうけれども、そういうことについて民間でやっていただいたら、それなりの潤沢な研究資金が交付され得るということであれば、当たり前ですが、研究員だって面白い仕事をお金をかけてやってみたいという人は世の中にいっぱいいますから、それを一種のシグナルにして優秀な人がこういう分野に参入してくるということは十分考えられるわけですね。

この形以外のことを考えていただくという意味でも、民間活力活用という意味で、施設なり人なりを、言わば外にも求めるということは御検討いただくに値するように思いますので、是非御検討いただければと思います。

○大橋専門委員 今の福井先生の御質問に関連して、同じような質問がありましたら、どうぞ。

○白石委員 それでは、人事で。御説明ありがとうございます、145 名の中で研究職が3分の1、そしてそれを支えるスタッフが3分の2ということで、1人の研究員を2人の事務部門で支えている計算だと思うんですが、もしこれを民間でやるのであれば、純然たる研究をどれだけ生産性を上げて効率的にやれるかということをまず考えると思うんです。

ほかの独法の同種の研究センターなんかと比べて、研究員1対事務部門2というのは、比率としてはどうなのでしょう。

○笹岡研究普及課長 説明不足で申し訳ございませんでしたが、やはりこのセンターの非常に特殊な側面として、残りの3分の2は、決してサポートスタッフではないと考えております。むしろ実働部隊、実際に品種の開発、まさに木を育てるのに花粉を取ってきて、袋をかけて花粉が逃げないようにして花粉を取ってきて、それを雌花に注射して、そういう果物の実を付けるようなことのもっと大がかりなことをやったりするわけですが、それはかなり技術レベルの高いものなんです。単なるお手伝いというよりは、その方々の技術があって初めて品種の開発なり研究が進んでいくということですから、そういう意味では3分の1の研究職と、あと3分の2の技術職、ほとんどが技術屋さんですけども、その方々の共同作業で成り立っているのがこのセンターだというふうに理解をしてございます。

○白石委員 重ねてお伺いしたいんですが、「5. 民間開放の状況」のところで、民間開放については既にできるところから実施しているということで、こうした実験に関わる準備作業などは既に一部外部委託されているんですが、ではこの内部の一般の人がやっているところと、民間がおやりになっているところと、どういうふうなガイドラインで選別されているのでしょうか。

○笹岡研究普及課長 端的には、いわゆる単純作業と言いますか、請負なら請負、仕様書に書いてやっていただけるような仕事をアウトソーシングというふうに考えていて、例え

ば、何ができるのかということ、苗畑に肥料をまくとか、草刈りをするとか、木を植え替える、根回しなんかは専門家がやると思うんですけども、植え替え作業など、それほど技術性が求められないものについては、アウトソーシングという考え方でやってございます。

○白石委員 その技術性という言葉は非常にあいまいなんですが、今お話を伺うと、一般職員の3分の2の中でも、これから経営努力によってよりアウトソーシングするという部分が可能だというふうにお伺いしてよろしいでしょうか。

○笹岡研究普及課長 そこは個別に、私どもも毎年センターの業績評価をやりまして、今ちょうど独法の5年ごとの見直し作業も入っているところでございますから、その中で幅広く検討ということは、当然やるべきだと思っております。

○大橋専門委員 2つほど質問させていただきたいんですけども、センターがやっている仕事は幾つかありますが、そのうちの最も重要な仕事というのは、新品種の開発だと思いますけれども、この林木の新品種の開発に要する生産コストというのは、どのぐらいかかっているのでしょうか。後ほどでもいいですけども、スギだとか、ヒノキだとか、樹種ごとにどのぐらいの生産コストがかかっているのか、その生産コストが知りたいということ。その生産コストを反映したような形で、開発された新しい林木というものが、都道府県に、これは売っているんですね。販売しているんですね。

○笹岡研究普及課長 はい。経費はいただいております。

○大橋専門委員 その価格といいますか、その価格がコストを十分に反映したものになっているのかどうか。その辺の関係について、後ほどでもいいですから、是非資料をいただきたいと思います。

もう一点、これは福井先生の質問にも関連しますが、この林木育種事業というのは、もともとは民間企業の参入を排除しているものではないというのが現状だろうと思っておりますが、そうであるならば、民間の方でこの林木育種事業というのをやりたいという人がいて、そしてその人たちがこのセンターと同じような広大な施設だとか、広大な土地を持って、あるいは能力を持っていれば、当然それは「市場化テスト」の対象になり得ると考えていいのかどうか。

○鈴木議長代理 ちょっとそれは違うのではないですか。何もその人が持っていなくても、現にある広大な施設を、さっき福井さんが言われましたけれども、それを活用すればいいわけであって、行政財産の賃貸は、去年の官業の民間開放の課題として財務省は認めておりますから、行政財産として。従来これは認められていなかったのですから、それを貸せばよいとなったのです。

○大橋専門委員 一種の公設民営ですね。

○笹岡研究普及課長 まず第1点目でございますが、実はこのコスト計算がかなり難しく、我々も悩んでおります。何かの品種が改良されて、この木の子どもをつくればいいという段階になりますと、それは後は人件費といいますか、どれだけの期間をかけてそれを育てて、花粉を取ってと、生産の段階になればコストが計算できるんですけども、それ

を今まで何十年努力して、多少これはどうしても幾ら技術があっても、偶然にも助けられるところがあるんです。花粉の出ないスギというのは、今まで欲しかったけれども、なかなかできなかったと。ある程度の幸運手伝ってできたというものに関して、なかなかさかのぼってコストを計算するのは、ちょっと難しゅうございますが、もし算定可能な部分ということでよろしければ、後刻資料を整えさせていただきたいと思います。

○大橋専門委員 そうすると、コストがなかなか出にくいにもかかわらず、都道府県への販売価格というのは、一応価格は決めているわけですね。では、何でその価格が決められているかということです。

○笹岡研究普及課長 これは、また必ずしもコストをすべて都道府県に転化という形にもなっておりませんで、これは林業のいろんな状況から見て難しいところがあるんですが、本当にコストを反映してしまうと、かなり割高なものになる。実際に需要が掘り起こせないというような部分もございます。

それから、こういう開発の中で、本当に後で木材としてペイバックされるというか、回収できるものと、森林の防災とか公益的機能のように、本来受益者が国民全体にわたるようなものとの区分けはなかなか難しいということもあって、正直なところ配布価格は若干相場主義と言いますか、一般の苗木の値段に引っ張られたような形でやっているところがございます。その部分、ある程度都道府県にも御協力をいただいているというふうに考えております。

○福井専門委員 この関連ですけれども、恐らくこの中で、例えば、よく実る品種とか、あるいは非常に美しいたぐいの品種というのは、多分それ自体に市場での附加価値を与えますから、そこは民間でも勝手にできるところなんです。

多分、ここの文書に書かれているように、無花粉とか、地球温暖化とか、花粉症なり地球温暖化対策になるというところが、恐らく公益的な部分、ないしいわゆる外部性がある部分で、その限りにおいては、言わば対価を求めないでもいいかもしれない部分ですね。やはりこういう事業をやられる場合には、そこを分けないといけないと思うんです。

例えば、一種の新薬の開発にしても、基本的には全部民間企業がやるわけですね。それはやはり市場化できるからなんです。ちゃんと特定されている。そういう部分は基本的には民間でやっていただくべきものであり、補助金が出て、特定受益の消費者なり生産者なりが利得をするというのは、本来おかしいわけですね。

こういう国費を使ってやっていただく部分は、CO₂なり花粉なりという不特定多数の人の、言わば国民の受益にかかる部分で、しかもその必要かつ十分な限度においてお金を出していただくというのが、まず第1段階の基準です。その上で、その範囲のものについて、ではそれをだれが担うのが適当かという、これは冒頭の議論にも関わりますが、民間でも随分担える人材がいるし、施設がネックであれば施設は貸すやり方だってあるし、技術の継承について言えば、それはやり方次第だというのが第2段階の基準です。そう考えれば、その範囲内の有効活用ということであれば、その形態が唯一無二のベストな産物

であるということには、ならないと思います。

そういう可能性を段階的にきちんと考えていただいて、民間でできることはできるだけ民間活用していただくということを是非御検討いただきたいと思います。

○大橋専門委員　どうぞ。

○安念専門委員　技術職の方がかなりおられるようですが、受粉というのはそんなに難しい技術なんですか。と言いますのは、私も農村の出で、リンゴ農家が多かったんですが、果種なんか栽培しているところは、どこでも受粉やっております、あの人たち受粉を1つ間違えると、自分たちのその年の収穫がなくなるんですから、それは真剣にやっておりますね。

それと、おたくでやっていらっしゃる受粉というのは、技術的に非常に違った特性がございますか。

○笹岡研究普及課長　恐らく手でやる作業はきっと同じだと思います。果物でも木ですから。ただ、こういう研究開発に絡む部分ということで、かなり同じ木ばかりが、同じ品種がずっと植わっていれば、多少入り混ってもいいのかもしれませんが、私もこの前現場の方を見てきてございますけれども、どの木が親で、どれが子どもで、どういうかけ合わせをすとか、かなりその辺の管理が厳密にする必要があると。

要するに、ここで今、センターがもっている財産というのは、来歴、故事来歴ではありませんけれども、親がはっきりした、普通の林の中にはなかなかない、古跡のあるような木をたくさん持っているというのが1つの財産なものですから、その管理というところでかなり木を使った技術が必要だと考えております。

○福井専門委員　それは、しかし研究の川上のマネジメントの問題であって、受粉の技術ではありませんね。つまり私の申し上げたいのは、それぐらいはアウトソーシングしたって、受粉は受粉でできるんではありませんかということです。私は素人ですから、技術の体系そのものを存じているわけではありませんが、失礼ながらそんなに膨大なパーマネントの要員を抱えている必要がなぜあるのかがわかりにくいと思ったものですから、伺いました。

○笹岡研究普及課長　わかりました。作業としてアウトソーシングできる部分は、いろいろな検討は引き続きセンターの方で推し進めていくというふうに考えております。

○福井専門委員　そのためには研究部門のものを全部、例えば林学科とか、自治体なりの試験場の公募提案でやって、もし何か支障があるなら是非教えていただきたいのです。ないなら、全部民間に引っ越していただくというのが、やはり筋だと思うんです。

○笹岡研究普及課長　ほかの研究所でも、特にそういう研究機関ではそういう議論があるかと想像いたしますが、特にこのセンターにおきましては、ただ3年とか5年で1つのテーマをプロジェクトとして成し遂げて、また新しい。

○福井専門委員　その年限は3年、5年で決っているわけではありませんから、もし1単位が非常に長いものであれば、その単位での「市場化テスト」なり民営化ということは、

あり得る。そういう期間についてはフレキシブルに考えていただき上で、それでもなおかつ絶大な支障があるのかどうかということです。

○安念専門委員 長いというのは理由にはならない。それは薬の開発もそうですし、今はコンピュータが構造を解析してやるわけですが、それでも実は力作業で、何十万種という候補の中から、絞って、絞って、ひょっとして幾つか有望なものがあるかもしれないというのをやっているわけです、長い時間かけて。特にそれはもう抗生物質になれば、こんなことは釈迦に説法だけれども、それは目的の方に行き当たるかどうかは全く偶然ですね。しかし、それを民間企業でやっているわけです。

ですから、恐らく開発のスパンが長いというのは、それは恐らく国営というか、国でやっていたらしゃることの理由にはなりません。

ですから、そうでない何か特殊な理由がなければならぬ。なければならぬというのは変ですけれども、そういう性質のものだと思います。

○笹岡研究普及課長 今のお話と福井先生おっしゃった話と多少関連してくるかと思うんです。確かに、森林、林業に関して一番難しいのは、公益的機能の部分を、どのようにきちんと評価して区分けをするか。あるべき姿としてはそうだと思っておりまして、農水省、林野庁でも、従来から森林あるいは農地の公益的機能の評価を試みてきておりますけれども、一例として日本学術会議にお願いしたら、日本の森林1年間に70兆円の富を生み出しているというような試算もございますが、まだまだ社会的に認められる形になっていない。だけれども、絶対値はともかくそういう公益的機能をしゃっているというところが、例えば役員の開発のように民間で開発して、ある程度のリスクを負いながら時間をかけてやって、それがうまくいけば回収できるというところの見極めが付けにくい。要するに、経済的に回収できる部分と、公益的機能ということで、ある意味では拡散してってしまうような部分ですね。

○福井専門委員 これで言えば、花粉対策になるとか、CO₂対策になるというのは、それはやはりリスクがあるから民間ではできにくい部分もあるし、不特定多数の人がいるから、フリーライダーが生じるから民間の売買になじまない。その限りではいいのです。いいから、それをやっていただいてもいいですが、それは外部性なり公共財的性質の範囲を完全に前提して行われなければいけないということです。お金を使うからといって、その実施主体が独立行政法人職員でなければならないという根拠はないわけで、民間にそのお金を補助の形で出したって、同じ公益的効果は上げ得るわけですから、そのどちらが適当でしょうか。

他に特殊な事情がないなら、基本的には、それは民間で競争的にやっていただく方が、普通は同じお金をかければ成果が上がる。そうでない事情がもしあるなら教えていただきたいし、そうでなければ、端的に民営化していただければということでございます。

○笹岡研究普及課長 ぴったりとはまるお答えになるかどうかかわからないんですが、やはり一番難しいのは、同じ森林が、この森林は公益的な森林、この森林は生産的な森林と、

別々になればそういう空間的に住み分けるということができるんですが、同じスギ林、要するに、材木をつくろうと思ってつくったスギ林が、あるときは花粉を振りまいて害を及ぼし、そこに無花粉のスギを導入したならば、花粉症に対してはいい対策になるけれども、その分が財貨として回収できるのかという問題があるので、これは常に林協で。

○福井専門委員 その回収できる部分というのは、国がやってはいけないんです。要するに、その木の材質がよくなるから市場で高く売れるという部分は、基本的には民間の森林業者さんにすべてお任せしなければいけない部分であって、びた一文国の金を入れてはいけません。美しい花だから買ってくれるとか、丈夫な材木だから売れるというのは、これは外部性がないですから、補助してはならない。国がそもそもお金を出すとしたら、やはり花粉症対策とか、CO₂対策とか、いわゆる公共財的なしは外部経済的性質を持つもの限られるわけで、それはそのスギが材木としても使えるということによって、その部分の研究が減じられるわけではないですから、ある意味では両方の性質を備えていても国が関知するのは、完全に今の花粉対策的なところ、CO₂的なところのみに限られると理解しないとまずいですね。

○大橋専門委員 あとよろしいですか。それでは、ありがとうございました。

②独立行政法人農林水産消費技術センター

○大橋専門委員 それでは「独立行政法人農林水産消費技術センター」からヒアリングをさせていただきます。説明は、7、8分ぐらいで簡潔に行っていただきたいと思います。その後は質疑に入りますので、よろしくお願いします。

○水田表示・企画課長 よろしくお願ひいたします。「独立行政法人農林水産消費技術センター」でございますけれども、私、担当しております農林水産省消費・安全局表示・企画課長の水田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料を用意させていただきましたので、資料に基づきまして御説明させていただきます。根拠法令は、独立行政法人農林水産消費技術センター法です。従事者数は、496 人です。予算額は、56 億円ということでございます。

「4. 事務・事業の内容」といたしまして、ここに書いてございますように、まず一番目の業務といたしまして、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、いわゆる J A S 法という法律がございますが、この法律に基づきまして、すべての食品に表示が義務づけられているということでございますが、この表示につきまして、不正な食品表示、こういったものを取り締まるという観点から、立入検査の実施といったものを行っております。

あるいは J A S マークの制度もこの法律の中にございまして、不正な J A S マークの監視・取り締まりを行っているということでございます。

J A S マークの制度の中で、J A S マークを付けることができる認定を受けた事業者、

あるいはその事業者を認定いたします登録認定機関というものがございしますが、それらに対します指導・監督といった業務などを行っているところでございます。

また、2番目にございますように、食品安全行政の推進という観点から、今、食品安全行政の関係ではリスク分析、リスク管理といったものが重要になっております。食品に含まれる有害物質などのリスクを客観的に把握しまして、できる限りそれを下げていこうという取り組みでございしますが、その前提となります、食品に含まれる有害物質の調査といったものを行っておりますし、また大規模な食品事故等、危機が発生した際におきます、大臣からの緊急の要請への対応といったものを行う事務でございします。

3番目でございしますが、遺伝子組換え生物の拡散を防止するための生物多様性の確保に関するカルタヘナ法というものがございします。これに基づきまして、食品事業者等に立入検査を行うといった事務でございします。

上記の事務とこれまでの事務と関連するわけでございしますが、消費者に対する食品の表示や安全性に関する情報提供、あるいはこのセンターに設置されました、食品表示110番を通じまして、こういった偽装表示に対する情報の収集など、消費者対応の業務を行っております。

「5. 民間開放の状況」といたしましては、今、申し上げましたような主要な業務に関しましては該当はございません。

「6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響」ということでございします。J A S 関係の業務につきましては、ここに書いてございますように、食品は国民生活にとって非常に重要なものでございします。その内容を表わす表示が偽装されるといったような不正な表示、あるいはJ A S マークの不正使用というものは、消費者の信頼を裏切るという非常に重要なものでございします。

こういった不正な表示を防止する、あるいは取り締まるために独立行政法人のセンターが立入検査等の業務を行っているわけでございまして、センターが廃止された場合の影響は極めて大きいものというように考えております。

次のページでございします。食品安全行政推進のための前提となる調査の関係でございしますが、これにつきましては、科学的データに基づきました食品安全行政の推進を図ることによりまして、国民が安全な食料を消費するために重要な業務でございします。

また、緊急時、有害物質による食品の汚染とかが広い範囲で発生するような緊急事態といった場合には、消費者の保護という観点から緊急的な調査を行いまして、その原因を特定する、あるいは必要な対策を打っていくことが必要でございします。

こういったことから、センターを廃止した場合、緊急時の対応に支障を来すということが考えられるわけでございします。

3番目のカルタヘナ法に基づく立入検査でございします。これは国際条約でございします、カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施という観点から行うものでございします。センターが廃止された場合、こういった義務の円滑な履行に支障が生じるというふうに考えている

ところでございます。

４番目の消費者対応の業務でございますが、センターが実施しております消費者対応の業務、ここに書いてございますように、不正表示等の監視・取り締まりのために行われる産地・品種の判別技術ですとか、あるいは食品成分の分析、こういった業務により蓄積されました食品に関する知見、こういったものを生かしまして、消費者へ情報提供を行っているという面。

もう一つ大きいものが、消費者の協力を得つつ不正な食品表示を取り締まるということから、センターに設置されました食品表示 110 番を通じて情報収集をいたします。

こういった業務でございまして、こうした業務、食品表示の監視業務の一環でもございまして、そういった監視業務を支えるといったものでございます。こういった観点からいきますと、センターを廃止した場合に食品に対する消費者への情報提供が停滞するのみならず、不正表示の取り締まり業務に支障が生じるというふうに考えているところでございます。

３ページ目に移りますが「７．更なる民間開放についての見解」ということでございます。センターの業務、先ほど申し上げたような業務でございまして、国が行う措置の前提として実施される。あるいは迅速かつ中断のない対応が求められるという業務でございまして、民間開放というのは難しいものというように考えております。

また、先ほど申し上げました不正表示の監視業務の一環として行われております消費者対応の業務を含めまして、こうした業務はセンターが有する食品に関する知見をベースといたしまして、センター業務として相互に関連しながら、一体として実施されるというものでございまして、こうしたことで食品の品質標準の適正化というものが図られまして、消費者の利益の保護に資するということを考えているところでございまして、一部を民間開放するということを考えてはおりません。

なお、マーケット調査の発送・回収といった集計作業、専門性を必要としない作業につきましては、外部委託の可能性を更に検討してまいりたいというように考えているところでございます。

４ページでございます。個別の質問をいただいております。事業実績につきましては、別紙ということで最後の２ページに詳しく付けてございます。御参照いただければと思います。

②でございしますが、業務内容のうち民間事業者によって実施不可能なものがあれば、その理由等ということでございますが、ＪＡＳの関係の業務につきましては、ここの（１）（２）で書いてございますが、繰り返しになりますが、こういった国民の信頼を損なうような不正表示を防止する、あるいは取り締まるためにセンターの立入検査等の取り締まり業務を行っているというものでございまして、（４）のところに書いてございますように、食品事業者等に対しまして立ち入りまして、商品や書類の調査等を行う事務でございます。民間事業者のそういった活動に大きな影響を与えるということ。そして、こういった業務

を行う主体でございますけれども、食品事業者とか、あるいはJ A Sの登録認定機関とか、こういった検査を受ける側とは別のものであるということが必要でございます、そういった者から隔離されるということによりまして、公正中立性が確保されるものというように考えております。

また、③のところに書いてございます、違法状態、表示の違法、あるいは違法状態が生じているかどうかという、単なる事実確認にとどまらず、その後、行政の措置を講じるわけでございますが、その前提となる故意でやったのか、あるいは過失であったのかといったような判断を伴う業務でございます。

そういった観点から、民間の事業者が実施することにつきましては、適当でないというように考えておりまして、引き続きセンターが実施していくことが必要というように考えているところでございます。

(5)にありますように、マニュアル化、ガイドライン化等を通じて登録認定機関に実施させることにつきましても御質問がございましたが、これにつきましては、先ほど申し上げました行政上の措置の前提として実施されるという点。

それから、故意、過失等の有無の判断等行政としての判断も伴う業務であること。

3番目に、登録認定機関もそういった監視・取り締まりの対象になっているということでございます、取り締まられる側でございます。こういったことから、適当ではないものというように考えているところでございます。

次のページで5ページでございます。

○大橋専門委員 課長、少し早めてください。

○水田表示・企画課長 食品安全行政推進のための有害物質の調査ということでございます。この業務につきましても、極めて重要な義務でございます。また緊急事態が発生した際には、緊急の対応ということで、緊急的に調査を行うということが求められるわけございまして、このため大臣からセンターに対して緊急的な要請というものがあるわけでございます。

こうした業務でございますが、緊急的に、かつ確実に実施される必要があるというように考えておりますし、また食品事業者など、つまりこうした問題が起きた場合の原因者、あるいは規制を受ける側である生産者とか食品事業者、こういったところと関係のない者が行うことで、公正・中立性というものが担保されるということでございまして、民間事業者ではなく、引き続きセンターに実施させるということを考えているところでございます。それから「カルタヘナ法に基づく立入検査等」でございます。これも先ほど申し上げましたように、国際条約に基づく我が国の義務を履行するという観点でございます。何か事が起こったとき、中断なく確実に実施される必要があると。

○福井専門委員 もうよろしいのではないのでしょうか。あとは同じことですので、質疑に移りましょう。

○水田表示・企画課長 そういう状況でございます。

○大橋専門委員 ありがとうございました。

○福井専門委員 よろしいですか。

○大橋専門委員 どうぞ。

○福井専門委員 最後の別紙の業務ですけれども、これらの業務が実際の職員のどういう、言わば資格なり専門知識の、職員の方の何人程度によってそれぞれの職務ごとが担われているのかということの、大体の数値なり傾向を教えてくださいませんか。

そもそもこの 500 人の内訳は、どういう人なのでしょう。

○水田表示・企画課長 先ほど申し上げましたように、J A S の関係の業務、リスク分析・管理のための調査の業務、カルタヘナの関係、それから消費者対応の関係等ございますけれども。

○福井専門委員 どういう専門なり、資格なり、特性を持った方々がどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○水田表示・企画課長 専門としては、基本的にこういった食品の原材料とか、添加物とか、製造方法とか、製造工程とか、食品の加工とか、そういった関係についての専門知識ということでございます。

○福井専門委員 例えば、専門性というのは、どういう形で認定しておられるわけですか。例えば、何学を修めた人とか、何々の学位を持っている人とか、何とかの資格を持っているとかというのはあるのですか。

○水田表示・企画課長 資格をどうというわけではございませんけれども、公務員試験でございますので、採用の際におきまして、農学とか農芸科学とかそういった関係。

○福井専門委員 皆さん基本的に技術職ですか。

○水田表示・企画課長 総務部門もございますので、ただそういう意味では技術が多いです。

○福井専門委員 このうちの何人ぐらいですか。

○寺野業務調整部長 約四百名が技術職でございます。

○福井専門委員 I 種、II 種とかで言うと何か区分はあるのですか。

○寺野業務調整部長 基本的には、II 種が大半でございます。

○福井専門委員 II 種の方というと、短大卒程度ということですか。

○寺野業務調整部長 実際には、今、入っておられる方は修士卒の方もございます。

○福井専門委員 その 400 名の方は、こういう分野の専門家の方であるということですか。

○寺野業務調整部長 そうです。

○福井専門委員 同じような、ある意味では知見を持った人が、民間の大学なり、よその研究機関にいないというわけではないのですね。

○寺野業務調整部長 むしろ新採の段階では同じ、民間に行っておられる方も。

○福井専門委員 採用されて何年か経つと独特のものになるのですか。

○寺野業務調整部長 こういう分野の人は、J A S の監査をやっている方は、色々なセク

ションを回りながらずっと監査をしますので、そういう意味では。

○福井専門委員 民間人が習熟できない技術ではないですね。

○寺野業務調整部長 長年かければですね。

○福井専門委員 そうすると、基本的によくわからないのですが、この方々が独立行政法人の職員でないとできないという理由があるならお聞きしたいというのが、端的に申し上げれば今日の御趣旨なんです。その理由が1つも書かれてないと思うのですけれども、なぜでしょうか。全部かみ合っていない答えだと思うのですけれども、なぜ独立行政法人の職員たる身分を保持していなければ適切に業務ができないのかというところが、よくわからなかったのですけれども。

○水田表示・企画課長 センターの職員の関係につきましては、先ほど申し上げましたように、採用のときに農学とか、農芸科学とか、そういった職員を中心に採用を行ってございまして、その後組織として実施する、こういった業務の中で、専門的、技術的知見を取得していく部分もございます。

したがいまして、組織として蓄積された知見を有する者がこういった仕事をしていくということが必要だと。

○福井専門委員 蓄積があればいいのであれば、何も独立行政法人のⅡ種試験を通った人でなくてもいいわけでしょう。

○水田表示・企画課長 組織として、こういった仕事をやっているということが必要でございします。

○福井専門委員 組織としてというのが、何か全部一体で分割できないというようなことをどこかに書かれているのだけれども、例えば、この残留農薬の検査というのが、ほかと一体でなければできないというのは、だれも信じないですね。要るに、それぞれごとになぜできないのですか。一体というのは、具体的に何かで得た知識を別のところに、こういうように使っていて、それは切り離したら絶対にもう連携が成り立たないのだという具体的な例が1個でもあるなら教えて欲しいのです。

○水田表示・企画課長 基本的には、調査分析といった業務でございしますけれども、そういった業務を通じまして、データの収集を図っているわけではございますが、そういったことを行っていることによりまして、緊急時の対応という際にも緊急的にそういった分析もできるというように考えております。

○福井専門委員 調査をやる人と、例えば、立入検査をやる人が常に同じでなければならぬという内規なり、職務規則なりあるのですか。そうじゃないわけでしょう。別の人がやっているのでしょうか。

要するに、その情報が供給されていて、その情報を適切に実地調査なりに生かせればいいということだったら、それが何も同じ組織内になければならぬということの理由にはなりませんね。調査結果というのは、ある意味では公共財産ですから、それはちゃんとオープンにさせていただくべき筋合いのものですし、オープンになった後それを前提にして別

の組織なり人格が必要な行政措置を講じるとか、あるいは行政措置に関連する業務を行うということは、基本的にだれも禁止していないわけです。何か支障が起こりますか。

○水田表示・企画課長　そういう形で、基本的には組織の中で自らやっている、そういった知見を有している、そういった者が入っていくことによって。

○福井専門委員　だったら、常に立入検査には、調査分析の当事者以外はいけないというようにはなっていないとおっしゃったでしょう。だったら、自らではないではないですか。それはあくまでもよその部局から情報をもらって、それを活用して検査に行くわけでしょう。

それと同じことが何でこの法人の職員同士でなければならないのか。理由はないですね。

端的に言うと、これはやはり、こういう業務が仮に必要だとしても、業務の必要性、本当にこれ全部が独立行政法人なり国の業務として必要かどうかというのは、ちょっとまた別の論点で少し懸念のあることはあるのですが、そこはさて置くとしても、仮にそれがすべて公共的に必要な業務だとしても、この程度のことを独立行政法人が直営で自らの直営職員のみを持ってしかなし得ない。分割も不可能だし、民間にはできないというのは、ここでは一切論証されてないと思うのです。

この程度のことしかないのであれば、直ちに全部民間委託していただいて、直営の職員でやるという非効率性は、是非おやめいただきたいと言わざるを得ませんが、いかがでしょうか。

○水田表示・企画課長　食品安全行政の関係もございましたけれども、そういった調査の関係も結果的に実施の手段として規制を含むわけでもございまして、そういったことを考えますと、その特定の食品事業者、食品業界といったところからの影響を排除して、公正・中立な立場で臨むということが非常に重要だというように考えておりまして。

○福井専門委員　検査とか規制の前提の検査であったとしても民間機関ができるというのは、今、建築確認ですら民間でできるぐらいですから、それは別に民間はできないというわけではなくて、民間にやらせるなら、それにふさわしい中立性とか公平性を確保する法的措置を講ずればいいだけです。

権力行使だってできます。権力的処分だって民間でできないということはないのです。それは立法政策の判断ですから、それが必要だと思えば委託すればいい。それだけのことです。

逆に言えば、法令上の制約を取っ払って民間に行ったとしても、きちんと強制権限あるいは公平性、中立性の担保ができれば、要するに、御省としては別に異存はないという理解でよろしいですね。同じだけの安全性なり、言わば不正な食品の防止ができれば、それでいいというように考えていただければ、どこがやったっていいということで理解させていただいてよろしいですね。

○水田表示・企画課長　その点につきましては、例えば、契約とかによりまして、その義

務をかけて民間機関に行わせるというようなこともあるという前提でお話を。

○福井専門委員 契約もあり得るし法令もあり得ます。それは色々なやり方があるけれども、契約で心配だというのなら法令だってあり得る。だから、それは別にかければいいだけで、立法政策の選択の問題です。

○水田表示・企画課長 実際に違反をした場合は取り消しをするとか破棄をするとか。

○福井専門委員 勿論そうでしょうね。不正なことをしたら当然認定取り消しとかでしょう。だから、この中身について言えば、さっきからお聞きしていることは、別にこれはここにしかない技術ですらなく極めて基本的な、言わば検査のマニュアルさえあれば、だれがやっても同じ程度の慎重さでもってやれば、誰でも同じ結論になるようなことしか得られていないように見受けられる。だったらなおさら民間になじむ。何もこの直営の職員のための独占物であり続ける必然性は全くないというのが率直な感想なのです。

ですから、そうではないことがあれば、教えていただきたいのです。そういう言わば技術レベルなりを前提にするのであれば、この 400 名もの専門家の方を直営で抱えないで、基本的にはこれは民間に分割でもいいし一括でもいいですけども、競争入札にかけてもいいし、いろんな形で公募提案を出されてもいいと思いますけれども、すべて民間でやっていただいて全く支障はないと思いますので、その方向で御検討いただきたいと思います。

○水田表示・企画課長 先ほど申し上げましたように、緊急的な業務でございます。緊急的な調査もございますし、立入検査といったものも。

○福井専門委員 緊急の立入検査をどうして民間だったらできないのですか。緊急だと言って、別に緊急に立ち入ってくれと民間に行政が指示されてもいいではないですか。

○水田表示・企画課長 例えば、民間にやってうまくいかなかったときに解除して、また次の民間を探すということになるわけでしょうけれども、なかなか。

○福井専門委員 では、緊急のときに公務員に職務命令を出して、うまく行かなかったときに別の公務員に職務命令を出し直すというのと、どちらがリスクが高いかというような分析はありますか。

民間にもし命令を出して従わないとかうまく行かなかったら、もう民間は二度と同じ仕事はできないですよ。そんなところにはまた出さないでしょう。どちらが真剣みがあるかと考えていただきたいのです。

○水田表示・企画課長 業務の停滞というものが生じるのではないかと。

○福井専門委員 業務の停滞が生じる前提として、蓋然性がより民間の方が高いということはおっしゃれませんか。

○安念専門委員 民間の救急車もあるのですよ。それで民間の救急車に頼むと大体人が死ぬなどという話はどこにも聞いたことがない。その緊急性についてはちょっと失礼ながら、それは説得力がない。

問題はそれよりも、ここで列举しておられる業務の中におたくのセンターにしか技術的なノウハウの蓄積がない。例えば、他の大学だとか研究機関とか民間企業であるとかにな

いものがないといけないのです。少なくとも、まず第一に。

しかし、どう考えても、この検査その他というのは検査機器でやるわけでしょう。おたくにしかない、そして、それはその独立行政法人という形態でしか維持できない何か技術体系があれば別ですが、そうでなければ民間に全面的に、それは分断してもいいですよ。一括でも分断でもいいが、それは移管するのが当然ではありませんか。

○福井専門委員 この400名の中に例えば、博士学位を持っている人は何人ぐらいいるのですか。

○寺野業務調整部長 博士学位を持っている人は、今2名です。

○白石委員 福井先生も安念先生も言っていたので、もう重ねて申し上げることはないと思うんですけども、私もその業務停止命令を出すところと、そのルーチン及び緊急性のある調査、検査、分析業務をやるところがどうして一体でなくてはいけないのかということが、ただいまの御説明を伺っても全くわからないんです。

そちら様からお出しいただいた資料、「5. 民間開放の状況」「該当なし」ということと、3ページ目にアンケートなど専門性を必要としない作業については外部委託の可能性を今から検討するというので、非常に後ろ向きなのが書かれているのですが、独法になってから時間も経っておりますし、こういう業務の効率化について、独法の評価委員の方から何らそのコメントをいただかれていないのでしょうか。

こういった現状を許しているということでは、独法の評価委員の方の信頼性と御見識にも関わるのだと思います。是非そこをどなたが委員をされているのかということと、業務の効率化に関して、どういうコメントが出ているのかということを追加資料としてお出しいただきたいと思います。このようなものはどこでもアンケート調査の会社でやっていますよ、10年前から。

○大橋専門委員 どうぞ。

○本田副主査 JASの規格については、何が規格にあり、何があわないのかは、暗黙知化ではなく、きちんと形式知化、明文化されたものがあるべきと考えます。きちんと形式知化したものを、外に出していただければ、だれがやっても同じような答えが出るという形でないといけないと思うのですが、そこはきちんとされているのでしょうか。要は、大変失礼な話でございますが、こちらのセンターの方のうち、AさんとBさんが審査をされた場合、人によってJASの規格になるかどうかという答えが違うといったようなことが実際問題あるのでしょうか。

○水田表示・企画課長 マニュアル化をすれば、すべてうまくいくのではないかというような御質問かなというふうに。

○本田副主査 マニュアル化してあるべきでございますね。規格でございますから。

○水田表示・企画課長 規格と申しますか、一番な部分と申しますと、要するに表示違反に対する立入検査ということになると思うのですが、これはすべての食品事業者の方々に表示義務を課しているという形になっておりまして、表示違反があればそこに入っ

ていって立入検査をすると。そういった情報があれば入っていくという形になるわけですが、確かに犯罪捜査というわけではございませんけれども、不正を摘発するという意味でございまして、その事実確認だけ。どういう表示があって中身はどうであったかというのをやるだけではございません。違反が生じた原因あるいはやった人の故意なのか過失なのか、そういったものも含めて、その判断を行うということが付随するというわけではございまして、これを単純にマニュアルですべて割り切れるというようなものではないというふうには考えます。

○福井専門委員 ちょっと待ってください。これもちょっと聞こうと思うのだけれども、故意・過失の有無を判断するというのは、何法に基づくどの認定をどういう立場で具体的にやるのですか。何法に基づくどの故意・過失の要件認定をこの機関の人がやるのですか。

○水田表示・企画課長 J A S 法に基づきまして、やっております。

○福井専門委員 条文の該当部分を読み上げてください。

要するに、ここの独法の職員なり独法が機関として判断した故意や過失が、以後の刑事罰の前提として認定されるなどというのは、私は憲法違反の疑いが濃厚だと思うのですが、そのようなことを法に本当に書いてあるのだったら教えてほしいのです。

○水田表示・企画課長 刑事罰の前提でということではございません。

○大橋専門委員 まず何条ですか。

○水田表示・企画課長 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の第 19 条の 9 でございますが、表示に関する指示ということでございまして、要するに、農林水産大臣の行う指示でございますが、表示事項を表示しない、あるいは遵守事項を遵守しない製造業者または販売業者があるときには、その指示をすることができるということになっておるところで。

○福井専門委員 だれがですか。

○水田表示・企画課長 農林水産大臣でございます。

○福井専門委員 では、この独法とどう関係があるのですか。法的認定と。

○水田表示・企画課長 大臣でございますが、立入検査につきましては、そのセンターによる立入検査というのが第 20 条の 2 で認められているという形になります。

○福井専門委員 どう関係があるのですか。立入検査を独法がやるということと、大臣の認定する要件事実の認定とは、法的にどう関連しているのですか。

○水田表示・企画課長 独法がやったものを踏まえて大臣が措置を取るという。

○福井専門委員 該当条文を教えて下さい。どこに書いてあるのですか。

○水田表示・企画課長 第 20 条の 2 です。センターによる立入検査というものがあります。

○福井専門委員 センターに立入検査をやらせて、その立入検査で故意・過失を認定したものを前提にして大臣が何らかの処分なり措置をしなければならないというようにおっしゃっているように聞こえるのだけれども、そのようなことは条文のどこに書いてあります

か。

○水田表示・企画課長 その指示をすることができるということになっているわけですが、それでも、することができるという規定でございますので。

○福井専門委員 それは何条の何項に。

○水田表示・企画課長 第19条の9でございます。農林水産大臣の指示であることができるという規定になっておりますが。

○大橋専門委員 書いてないのではないですか。

○福井専門委員 そのようなことを聞いているのではなくて、要するにセンターの事実認定なり故意・過失の責任認定を農林水産大臣が法的に前提としないといけないということは、私が今条文をざっと見た限りでは発見できなかったのですが、本当に書いてあるのですかという確認です。そうおっしゃったから、それは事実ですか。何か途方もないことをおっしゃっていると思うのですが、本当に真実ですか。

○水田表示・企画課長 大臣が指示をする際に、故意であるのか過失であるのかというのは判断した上で、そこはやります。

○福井専門委員 端的に言えば、責任認定は大臣の任務であって、独法には何の権限もないでしょう。

○水田表示・企画課長 そこは法律的にはそのとおりでございしますが、独法の方で調査に入っておりますので、その際に実態的にはそこでいろいろ調べてきたことを基に。

○福井専門委員 だったら、こういう場合、要するに大臣の指示が違法だと言って争う業者がいて、取消訴訟が起こって、大臣は、独法の判断を信用しました、私は審査しませんでした、と言って適法になるとお考えですか。

○水田表示・企画課長 そういうことではないというように。

○福井専門委員 だったら、これは法的に間違いではないですか。大臣の責任でやることになっていることの前提として、言わば下調べをするだけでしょ。下調べするだけで、どうせ大臣がレビューして、それが適切かどうかということもう一回判断し直さないといけないような権限しか与えられていないところが、行政としての判断も伴うというかのよう主張する。これは虚偽表示ですよ。こういうことをおっしゃってもらっては困りますね。

端的に言うと、これは何か行政の肩代わりをしているみたいだから、そのようなことはやらせられないということですが、19条の9を端的に読めば、まさに立入調査をしてもらって事実情報を収集するだけの権限しか与えられていないではないですか。違いますか。センターによる立入検査は20条の2ですね。

だとすれば、なおさらをもって、これが言わばこの独法の職員たる身分を持たないといけないなどということは、ほど遠いということになりますから、多分もうこれ以上議論しても、この場では無駄だと思うのですが、さっき出た課題について、もし本当に必然性があるのなら教えていただきたい。今まで伺った限りでは、そのようなものはかけらもな

さそうだということを確信いたしますので、基本的にこれは端的に民営化していただくということを前向きにお考えいただきたいと思います。

○大橋専門委員 課長、時間も来ましたので。あなたの説明を聞いて、今日御出席の委員すべてだと思いますけれども、そちらのやっている仕事について、民間開放が不可能だという心証は全く得られなかったというのが総員の意見だろうと思います。そういうように今日のヒアリングをまとめておきたいと思います。

○水田表示・企画課長 一言、食品の安全とか偽装表示の問題は非常に関心が高まって、BSEの発生とかもございましたし、アメリカのBSEも今ございますし、牛肉の偽装事件もいろいろ出ておりました。こうしたことから、非常に消費者の関心というのは高まっている状況でございまして、こういう中で公的なところでありますセンターが監視に取組むといったことについての必要性というものは高いというか、そういったことで期待をされている面はあるというように。

○福井専門委員 全く理解できない。要するに、食品の安全性の意識が高まったとか重要だということと、それがこの法人の直営職員でないといけないかどうかとは、何の関係もないことです。全く理解できません。

○大橋専門委員 ほかに何かございますか。

では、赤羽先生。

○赤羽専門委員 事実を後でまとめていただきたいと思いますのですけれども、法令上に基づく緊急の対応という言葉が何度か出てきていましたけれども、具体的に何を今まで、それに当たるもので、どういうことを、どのような頻度でされているのかということは知っておければというように思いますので、ちょっと緊急の対応という言葉が何度も出てきたので、具体的に今1つぐらい出るのなら、それでも構いませんし、いずれにせよ頻度とも教えていただければと思います。

○本田副主査 もう一つ追加でございしますが、その緊急の発動ができるように大変余裕を持った人員配置をしていらっしゃるというように拝聴したのですけれども、職員の方の稼働率がどれぐらいかということも併せて教えていただけますか。緊急時に合わせて大変低い稼働率でやっていらっしゃるというように聞こえたので、それが意味があるかどうかというのを確認させていただきたいと思います。

○大橋専門委員 赤羽先生と本田先生の御質問に対するものは、後ほど資料で出してください。よろしいですね。

○水田表示・企画課長 はい。

○大橋専門委員 ありがとうございました。

③独立行政法人家畜改良センター

○大橋専門委員 御苦勞様です。「独立行政法人家畜改良センター」についてのヒアリン

グを行います。

課長、申し訳ございませんが時間も切迫しておりますので、御説明は7、8分ぐらいで、後は質疑ということで簡潔にお願いします。

○姫田畜産振興課長 それでは、御説明いたします。生産局の畜産振興課長の姫田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

家畜改良センターは、家畜改良増殖法などに基づいて、優良な種畜を供給して、安全で安価な畜産物の国民への供給の下支えとなっております。

また、BSE問題などで失われた国民の食品への安全性の信頼の回復を図るべく、牛トレサ法に基づいて牛の個体識別を推進するなど、国民生活に密着した事業、関係機関、民間団体と分担しながら、有機的に実施しているところでございます。

お手元の資料に基づいて御説明いたします。根拠法令はここに書いてあるとおりの5つの法律でございます。従事者数は921人。

○大橋専門委員 読めばわかるようなことは省略してください。

○姫田畜産振興課長 はい。予算額は89億。これは人件費を含んだ額でございます。

「4. 事務・事業の内容」でございますが、「1 家畜の改良増殖・種畜配布」ということで、これはいわゆる乳用牛、肉用牛、豚の遺伝的能力の評価をやるということ。そして、これは全国統一基準でやっているということでございます。

あとは乳用牛と肉用牛の後代検定事業。これは乳用牛や肉用牛の子どもを検定するという事業で、それぞれの能力を評価する事業でございます。それから、乳用牛、肉用牛、豚、鶏についての家畜群の改良を行っているところでございます。特に全国からの家畜を導入して受精卵移植などの技術を活用して、育種手法の実用化を図って、そして種畜と精液等を全国に供給し、畜産業の下支えになっているところでございます。

2つ目が「種畜検査」でございます。これは牛、豚、馬について伝染病とか遺伝性疾患の有無。そして、それぞれを等級づけするということで、具体的に種畜の飼養者への立入検査を実施しているところでございます。

3つ目が「飼料用作物種苗の生産・配布」ということで、我が国の気候風土に適するような種子を一時的に増殖し供給をしてきているものでございます。

4つ目が「種苗検査」ということで、これは種苗法に基づきまして、種子・種苗の表示とか品質の検査をしております。それから、カルタヘナ法に基づきまして、組換え生物を使用している場所への立入検査、あるいは種子の検査をしております。また、OECDの品質証明制度に基づいて、検査、品種証明を実施しているところでございます。

それから、それに関連する「調査研究・講習指導」をしております。

「牛個体識別業務」というのは、10けたの認識法に基づいて、我が国の牛全体に牛の出生・異動・死亡に関する情報を付けてございます。これのチェック、データベース化、情報管理の提供などを行って、国民の牛肉への安全と信頼を確保する事業でございます。

「5. 民間開放の状況」ということでございますが、1つは遠隔ほ場などにおける飼料

生産業務などの外部委託を実施しているということ。

牛個別識別業務において、入力等の単純作業は派遣職員を活用していること。

構内設備の保守点検等あるいは研修施設の給食について、外部委託してございます。

次のページでございます。「6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響」ということでございますが、これは我が国の遺伝資源の活用ができなくなるということが大きな問題になります。また、その遺伝資源が外に流れ出てしまうというようなことも併せて問題となります。

その結果として、我が国の畜産業における生産能力の低下、あるいは生産コストの低減というようにことが行われなくなりまして、国際競争力の低下ということで、畜産業の縮小につながります。

あと海外での家畜伝染疾病、これは今年も海外で鳥インフルエンザが発生したことで、海外からの種畜が入らなくなったことがございます。このようなことで、海外に頼った場合に、その遺伝資源の輸入自体が困難になる可能性もありまして、国内の畜産物生産に混乱を来すおそれがあります。

そして、種畜検査、種苗法による流通種苗の検査というものが行われなくなりまして、それぞれの安定性というか信頼性が落ちます。

牛トレサ法についても、食の安全・安心に関する政府の取り組みというものが1つでございまして、これは民間ではかなり不祥事によって消費者の信頼を失っているところでございます。これらの信頼を著しく損なうということで、社会的な影響は非常に大きなものでございます。

そういうこともございまして、家畜管理とか飼料生産業務における単純作業につきましては、民間開放について現有の人員を有効活用することを基本にいたしまして、段階的に外部委託を進めることと考えております。

次のページでございます。御質問の個別の質問項目ということで、16年度の活動実績についてということでございます。

「家畜の改良増殖・種畜配布」につきましては、それぞれまず1つは遺伝的能力評価は年4回実施しております。後代検定についても指導しているということ。そして、優良主種畜の配布は約千百頭。鶏卵については14万個を配布してございます。

「種畜検査」は5,800頭の牛、豚、馬の検査を種畜検査を実施しております。

「飼料用作物種苗の生産・配布」については、40の公的育成品種を増殖いたしまして、公益法人や地方公共団体、あるいは民間への配布をしております。

「種苗検査」につきましては、1,200点の種苗を収集して検査を実施しているということ。OECDの品種証明制度に基づきまして、約二百件の検査をして、それらの輸出の品種証明を発行しております。

「調査研究・講習指導」については、このとおりでございます。

「牛トレサ業務」については、年間1,300万件の届出を受理いたしまして、それぞれの

データをチェックした上でデータベースを構築しております。実際にインターネット等での情報提供を1,400万件行っているということでございます。それから、現在、まだBSEの発生牛がございいますので、その牛の緊急検索を毎回発生ごとに実施しているところでございます。

民間事業者によって実施不可能なものということですが、それぞれの業務でございます。

「家畜の改良増殖・種畜配布」については、まず1つは優良の種畜を収集し、そして先端的な技術を使って改良するというところで、それぞれの国、家畜改良センター都道府県、民間が役割分担をして実施してきているところでございます。そして、疾病の侵入とか先端技術の不安定性というリスクの高い部分について長期間を要するものは家畜改良センターで実施しているところでございます。

「種畜検査」については、これは県とかそれぞれ業者については種畜を持っているところでございますので、公平性が欠くということでございまして、民間が行うことは難しいと考えております。

「飼料用作物種苗の生産・配布」ということで、これは種苗の増殖・配布につきまして、簡単なイタリアンライグラスとかトウモロコシについては民間が実施しているということで、ちょうど開花・結実期に梅雨がありますもので、こういうもので採種率が低いものについて、かつ農家にとって重要なものについて、家畜改良センターで実施しているということで、民間では技術的に困難と考えております。

次のページでございしますが、「種苗検査」につきましては、それぞれ種苗法、カルタヘナ法について実施しております。技術的に可能と考えられますのは、いわゆる種苗業者とかになります。これらについて、種苗業者が実施するということになると、Aの業者の種苗種子をBの業者が検査するというようなことになりますので、これはなかなか民間では取組むことが困難と考えております。私どもの家畜改良センターが公平に実施することが必要になります。

「調査研究・講習指導」については、今までのそれらの事業について、それぞれ効率化・高度化するためのセットのものがございますので、これは難しいと考えます。

「牛個体識別業務」につきましては、公権力の行使を伴うものでございます。牛トレサ法に基づいてセンターが実施することとなっております。また非常に牛の偽装表示とか、そういうものも多々ございますので、これは国が実施することによって消費者の信頼を得られると考えているところでございます。

「市場化テスト」の実施を含む民間開放の要望ということでございますが、具体的には現在の農林水産省の独立行政法人評価委員会、総務省の政策評価、独立行政法人評価委員会などで議論をいただいているところでございますが、「市場化テスト」の導入を含みます民間開放については、食品の安全・安心に関わる業務、そして、公権力を行使し、かつ公平性が必要なものが多く含まれているという理由に関しまして、困難と考えているところでございます。

以上でございます。

○大橋専門委員　ありがとうございます。いかがでございましょうか。

○福井専門委員　この 900 人の職員の方の内訳なり、どういう専門的な資格なり特性を持っておられる方かについて、概略を教えてくださいませんか。

○姫田畜産振興課長　基本的には、いわゆる技術的な職員と技術管理に当たる職員がごさいます。そして、その内訳は一般職が 370 人ぐらい。技術専門職が 540 人程度でございいます。

○福井専門委員　技術専門職の 540 名の方の専門分野とか、例えば、学位取得人数とかはどうなっていますか。

○姫田畜産振興課長　むしろ一般職の方が学位とかを持っていると考えております。技術専門職というのは、いわゆるそれぞれの技能に優れた、例えば、家畜の飼養管理とか種畜の飼養管理とかに優れた方ということでございいます。

○福井専門委員　この方々は、例えば、一般職の方がいわゆる研究者なり専門家ということですか。

○姫田畜産振興課長　ここは検査指導機関でございますので、研究者ということではなくて、専門家を配置しているところでございいます。

○福井専門委員　より高度な専門家というのはどちらの方なんですか。

○姫田畜産振興課長　一般職でございいます。

○福井専門委員　一般職の方がいわゆる高度な専門家ということですか。ほかの方は補助的な業務ということですか。

○姫田畜産振興課長　いわゆるそれぞれの家畜、あるいは種畜についての実質的な業務を行っている者でございいます。

○福井専門委員　その方々の技術が民間なり、あるいは普通の大学なりに存在しないというわけではないのですね。

○姫田畜産振興課長　いわゆる大学とかで言いますと、むしろ研究的な業務でございいますので、一般職の方々が持っている業務というのは、それを実際に使っていく上での業務でございいます。それを育種改良に当たるような業務でございいますので、勿論一般職の中で学位も取っておる者もございいますので。

○福井専門委員　その研究業績自体、高度なものが要求されているというわけではないということですね。

○姫田畜産振興課長　むしろ、実施の段階での、いわゆる普及としての研究的な業務を実際に使っていくことでの高度性がございいます。例えば、育種改良でございいますので、育種理論を研究するのは大学でございいますが、実際にその育種理論を使って何十万件、何百万件のデータを活用して育種改良を行うのは、この一般職の高度な技術でございいます。そういうことを踏まえて学位論文も取ったりしております。

○福井専門委員　それ自体がここだけに蓄積された特異な技術だとは言えないですねとい

うことを確認しているのです。

○姫田畜産振興課長　むしろ、いわゆる海外で同じような業務をやっている方々については、そういうあれはできますけれども、現実的にはここだけでの、家畜改良センターで蓄積された、いわゆる育種改良の技術。

○福井専門委員　育種改良で民間業者が現にいるわけでしょう。

○姫田畜産振興課長　育種改良につきましては、例えば、民間業者というのは基本的には乳牛はありますけれども、中小家畜とかについては我が国にはほとんど存在しません。あるいは我が国と連携を図りながら、国の支援を活用しながら改良を行っている業者もごいます。

○福井専門委員　逆に言えば、勿論我が国なのか外国なのかはともかくとして、こういう育種改良についての専門的な応用的な知見のある人たちが入ってきて、その人たちが肩代わりしたら、何かとんでもない混乱が起こるというわけではないように思えるのですけれども、どうでしょうか。

○姫田畜産振興課長　基本的には各国、いわゆる科学者が育種の基本的な考え方を研究しておって、現実には育種を行っているのは、その国あるいは国の機関の学位論文を持ったような方々。そして、現実には育種会社が国の資源を使って育種する。あるいは国が直接育種するというような形になっておりまして。

○福井専門委員　論点は、独立行政法人でやられているこの業務なりは、ここの職員の方だけがなし得る業務なのかということなのです。そこが今の御説明をすべて勘案しても、その点、独法の職員でなければならないということの論拠が全く理解できなかったのです。そこは端的にどういうことでしょうか。

○姫田畜産振興課長　国内の民間にはないということです。

○福井専門委員　それは私ができます、やりたい、というところがいて、そこにやらしてあげることには何か支障はあるのでしょうか。

○姫田畜産振興課長　それは、できるということであれば、できるというのは海外の、例えば、アメリカのUSDAであったり、フランスの畜産試験場であったりするわけなので、それは国の育種ということについて、海外に握られるということとはできないと考えております。

○福井専門委員　国内の企業で入ってきたいというところがあれば、それで技術的能力があれば別にやらせても支障はないですね。

○姫田畜産振興課長　国内の企業は現実的には我々と有機的に育種改良をやっているわけなので、彼らが入ってくることではなくて、我々の。

○福井専門委員　現にこれは「市場化テスト」なり民間開放の要望はあるわけですね。そういう人たちがやりたいということに対して、やらせたら何か支障があるのかということがよくわからないのですけれども。

○廣川生産技術室長　牛の改良について言うと、少し説明をしますと、国と県とそれを配

る人たちが共同してやっています。したがって、役割分担をしてやっていたとして、家畜改良センターがやっている仕事は改良の一番最初のところで、よい牛と思われるものをつくるというところで、ここはこれまでも民間は参入してこなかった。それは端的に言うと、恐らくもうからないということに尽きると思うのですけれども、したがって技術的にも育っていません。したがって、「市場化テスト」と言ったところでどうかなというふうに考えております。

○福井専門委員　こういうものはこの中にもいろんな性格のものがあるので、まず基本的に市場ベースで肉の付加価値が向上することによって、消費者がちゃんとそれに値打ちを見出して、市場でその付加価値の分だけ高く売れるのであれば、それは勝手にやらしてもらえばいい分野です。基本的にそこに国が何かお金を出したりとか、あるいは介入してということは基本的に根拠がないですから、やるとすれば、やはり何らかの外部性が必要なところなんです。それが何かということは、それはそれで独立の重要な論点ですが、差し当たりそこは時間ないので置いて、仮に何らかの公共性がある分野だとして、例えば、検査とか何らかの識別業務みたいな、言わば一般公衆の利益になるような部分について、何が一体必要で、その必要な業務については本当にこの法人の職員のみがよくなし得るのが論点なわけです。

そこについて、民間は今までやってこなかったとおっしゃいますけれども、これだけのお金をかけて今まで独占的に言わば採算度外視でやられてきたところに民間が参入できなかったのは当然のことで、一定のこういう規制があるなら、民間に補助金を配ることによって同趣旨のことをやらせて、それについての監督に、国や独法が徹するという形で何の支障があるのですかということです。

○姫田畜産振興課長　まず民間については、ですから、国の家畜改良、育種の得られた果実を民間で増殖したりして、実際に配布して使っていくということで、国全体の畜産業の活性化あるいは消費者に安い畜産物を安定的にお届けするというところに資しているわけでございます。

ですから、民間がコアのところに手を出すということよりも、民間そのものは国にコアのところを、特にいわゆる育種理論を活用したデータの処理とかそういうことについては国しかできませんので、そこは国がやっていくと。

○福井専門委員　国しかできないことの根拠が全然論証できていないと思うのです。今おっしゃったようなことであれば。

○白石委員　福井先生に関連してなんですけれども、ちょっと法律に明るくないので教えていただきたいのですが、御説明ございました種苗検査と牛個体識別検査業務のところ、家畜改良センターがやっていいよという法律の解釈とやらねばならないという解釈とは全然違うと思うのですが、そこは是非法律の専門家の方々がいらっしゃいましたらフォローをお願いしたいのですが、どういう解釈なのでしょうかとというのが1点です。どういうふうに書かれているのか、あなたのところがやってもいいよと言われているのか、やらなけ

ればいけないというふうに書かれているのか、ここに書かれている趣旨ではセンターがやらねばならないというような論調で書かれているので、その事実はどうなのかということです。

2点目は、食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するために国がやるのが責務であるという御見解でございますが、果たしてこういうものを実証的に示されるデータがあるのかどうか。センターに対する国の期待をあらさまにするようなデータを何かお取りになっているのかどうか。国民に対して民間がやるかセンターがやるかなど聞いていないわけですね。何をもってこれを立証できるのかということが2点目です。

3点目は、最初冒頭におっしゃいました、民間と分担し有機的にやっている。これは具体的にどういう方法なのか。福井先生が先ほどおっしゃっているように、全く民間に委託する場合と現行の方法とどちらがベストソリューションなのか。今まで御検討されて、その中での御意見なのかどうか。この3点について、お伺いしたいと思います。

○姫田畜産振興課長 まず法律につきましては、種畜検査については家畜改良増殖法について、家畜の雄はその飼養者においてセンターが毎年定期に行う検査を受け云々と書いてございまして、センターを指定しております。

○大橋専門委員 何条ですか。

○姫田畜産振興課長 家畜改良増殖法の4条でございます。

○白石委員 指定ということは、ねばならないということですか。

○姫田畜産振興課長 そこしか指定していないと。ですから、要するに家畜の雄は検査を受けているものでなければ供してはならないと書いてあって、そこの検査をする実施機関としてセンターが明示されています。

○福井専門委員 センターだけが業務独占として法令上、位置づけられているという意味ですね。センター以外のところで検査を受ける自由はないのですね。

○姫田畜産振興課長 そういうことになります。

○福井専門委員 続きのお答えは。

○白石委員 国民がそちらに何を望んでいるかという実証データがあるかどうかです。

○姫田畜産振興課長 国民がということで、例えば、牛トレサ法につきましては、先ほども御説明いたしましたように、今データとして年間1,300万件の届出を受理しているということの下に、最初に御説明しました3ページ目でございますが、1,400万件の情報提供を実施と書いてございます。これはいわゆるインターネットで、あるいは携帯電話からホームページにアクセスして、それぞれの牛の10けたの番号を入れますと、どういうところで生まれてという。

○白石委員 それはおやりになっているだけで、国民の期待感を端緒に表すものではないですね。

○姫田畜産振興課長 これはいわゆるBSEを起源といたしまして、その牛そのものへの信頼感ということでありますので、現実にはこのトレサ法の中で行われた牛個体識別の中

でさまざまな、実際には和牛と表示していたものが実はF1だったというようなことで。
○白石委員 それがここにお書きになっている、食の不安を解消するために国として実施する必要があることというこの根拠なのでしょうか。

○姫田畜産振興課長 それとあと現在BSEが発生しているわけでございまして、そのBSEをできるだけ早く我が国から撲滅しないといけません。そのためにはBSEの発生牛のいわゆる同居牛、同じえさを食べた牛を早く検索しないといけないということでございます。

○白石委員 ちゃんと私の質問に端的にお答えいただきたいのですが。国民に対するセンターの期待感を表す、その調査をされたことがおわりになりますかとお聞きしているのです。

○姫田畜産振興課長 センターの期待感というのは、特にアンケート調査等は行っておりません。

○白石委員 では、国として実施する必要があるということは何をもっておっしゃれるのですか。

○姫田畜産振興課長 ですから、それはセンターのということではなくて、国に対してのいわゆる国民の期待感。

○白石委員 それはどういうところに基づくのでしょうか。国民が国に対して期待しているというのは、何をもっておっしゃれるのですか。

○姫田畜産振興課長 常々いわゆる、例えば、BSEにおけますリスクコミュニケーションとかBSEの関するアンケートでも、国に対しての食品の安全性について、あるいはトレーサビリティについて、しっかりとやってほしいという、いろんなのをいただいておりますが。

○白石委員 時間がないので、端的にお答えいただけないのであれば、次の質問に移っていただきたいと思います。

3番目、民間等を分担し有機的にというのはどういうことなのか。

○廣川生産技術室長 3番目は、家畜の改良というのは実に時間がかかるものですから、毎年関係者が集まって議論しています。そのときに、例えば、どういう牛にするのか、牛の改良の方向性を決めるとともに、なかなかシステムチックな仕事にしないといけない。体系的な仕事をいろんな機関が区分して分担してやっているわけですが、その分担関係についても毎年議論をしているわけです。

その中で国にはこういうことをやってほしい、やるべきだという議論があって、それで今の形になってきています。その議論はもう何十年と毎年続けているということであって、分担関係とか、あるいはおのおのの役割について議論しているという意味でございまして。

○福井専門委員 民間が要望を出して国がそれを受けるという意味での分担関係だということですか。平たく言うと。

○廣川生産技術室長 いえ、民間だけではありません。関係者が全員で議論。

○福井専門委員 公的機関を見るわけですか。

○姫田畜産振興課長 要するに、他の研究的な独立行政法人であったり、あるいは国であったり、いわゆる家畜の生産者であったり、民間の育種に携わる人たち。

○福井専門委員 そうすると本来その生産価値が、要するに生産物の付加価値が高まれば、それは彼らの受益なのだから、何でそこに国が関与するのかというのは、重大な問題だとおっしゃるので、そこをもし何か外部性などで説明が可能であるなら後で文書でいただけますか。

○姫田畜産振興課長 生産価値が高まるだけではなくて、コストが下がります。そうすることによって国全体の畜産物の生産コスト、ひいては価格が抑えられるということです。

○福井専門委員 価格が下がるというのは基本的には生産者とその消費者の利益ですから、普通のごく初歩的な言わば公共政策の理論から言えば、そういうものに補助していいという理屈はないのです。だから、外部性と言われるものがあるのであれば、後ほど教えてください。

それはさて置いて、今の 100 歩譲って本当にニーズがあるとして、何でそのニーズを例えば、国が直営でやらないといけないのか、独法が直営でやらないといけないのか。そこについて、全く今までお答えになられていないのですが、何か端的な理由はありますか。

○姫田畜産振興課長 これはどこの国も同じなのですけれども、1 つは遺伝資源そのものを国がしっかりと握っているということが。

○福井専門委員 握るというのは守秘義務の問題でしょう。

○姫田畜産振興課長 守秘義務というか、いわゆる国そのものが遺伝資源として持っているということ。

○福井専門委員 どういうことかと言うと、要するにそれは一種の守秘義務なり秘密だから、それを保持しなければいけないということであれば、独法の職員以外だって守秘義務をかけることはできるし中立性の確保措置はできるわけですから、独法の職員でないとそれが握れないということにはならないです。

○姫田畜産振興課長 それともう一つは、いわゆる現実の育種改良に関する独立行政法人の能力の問題でございます。

○福井専門委員 能力がここ以外に無比だということがあるのなら、それを教えてほしいけれども、それはこの資料ではわからないのです。

○大橋専門委員 今、福井先生の質問は非常に重要なので、後ほどペーパーできちんと出してください。

翁先生、どうぞ。

○翁専門委員 先ほどからの役割分担のところでおっしゃっていたのですけれども、国がコアをやって、民間にその改良技術の便益を謹呈するというような考え方でやってこられているというふうにおっしゃっているのですけれども、それでやっていくといつまで経っても民間事業者の自立ということにつながっていかないのではないですか。そういったお

考えについては、何かサンセットで、ここまではやるとお決めになっているのならともかく、そういう姿勢をずっと引っ張り続けるといつまで経っても国の関与というのが抜けないのではないですか。

○姫田畜産振興課長 育種業務については、どこの国も同じなのですけれども、国が関与していくということ。そして、それを活用して民間の方々が改良を進め、そして広く生産者に。

○福井専門委員 よその国の例をお聞きしているのではなくて、我が国のまさにこの畜産政策の話としてどういう理由があるのかとお答えいただけませんか。何で国がやらねばならないかということです。

○廣川生産技術室長 実態の話しかできませんけれども、今まで長い歴史で言うと、ほとんどの種を国から出していた時期があります。それは県も育ち民間も育ちで、それを毎年の会議でもありますし、毎年の改良方法を決めていくことでもあって、ずっとコンクリートに 20 年、30 年あったわけではありません。

民間をどうやって育てるかというのは、確かに我々の行政課題でもありまして、そういうこともあって毎年みんなで議論をしているということでもあります。

○福井専門委員 だったら、なおさら民間にどんどんどんどん移さないとよけい育たないですね。

○廣川生産技術室長 どんどんどんどんが、これがまた家畜の改良が時間がかかるということがあって、我々の生活のスピードとは違うスピードで少しものを考えて。

○福井専門委員 時間がかかることを民間ができないということはないですね。

○廣川生産技術室長 移していくのにも時間がかかりますよと。

○福井専門委員 そうではなくて、1、2のせいので今までの蓄積された研究業績なり調査実績をそのまま民間に移管して、どうしてこけてしまうことになるわけですか。

○廣川生産技術室長 いきなりは難しかろうというふうに思います。というのは、ここも長い間、家畜改良センターを中心にやってきた仕組みがあって、ある意味保守的な仕組みなのかもしれませんので、新しいものを入れようとすると、やはり時間がかかるだろうと。

○福井専門委員 今までのノウハウなり、あるいは観察結果をきっちりとデータベース化して引き継げば、今だって人事異動があったって混乱なく業務を続けているでしょう。同じことではないですか。

○姫田畜産振興課長 遺伝的能力評価とか後代検定の中身については、具体的にはいわゆる情報としては出しております。ただ、具体的にいわゆる育種をやっていく主義ということ。それは何百万件というデータの処理ということについて、家畜改良センターしか能力がないので。

○福井専門委員 それを言わば開放してみて、何か支障が起きるのかどうかということですよ。能力がないというのは、今までここしかやっていないというので、ほかの例が出てきていないだけかもしれない。やりたいというところがあって、そこにやらせてみることで

具体的な支障として想定されることは何か技術的な事情、あるいは専門的な事情なりで、あるのですかということですね。

○廣川生産技術室長 技術の伝承は恐らく紙に書いたものをふっと渡してできるというものではないので。

○福井専門委員 そうではなくて、面談してフェース・ツー・フェースで引き継ぎをしたっていいじゃないですか。だって、それは同じ組織内の担当者の引継ぎだって全く同じことでしょう。人事異動だって退職だってあるわけだから。

○廣川生産技術室長 したがって、そういうことをするのであれば突然はできなくて、時間がかかるのではないかと。

○福井専門委員 どうして突然はできないのですか。そんなことを言ったら、今までの公的機関の改編とかは一切できなかったということになりますよ。

○廣川生産技術室長 そこまでの話をしていなくて、今は家畜の改良の技術の伝承の。

○福井専門委員 家畜の改良に限って唯一の特殊な事情があるならということですからけれども、先ほどからの説明では、そこはついては全然わかりませんが。

○廣川生産技術室長 それは最初からお話していますけれども、時間がかかると、場所が要ると、そこから始まっています、それで容易には技術の伝承も行われません。

○福井専門委員 技術の伝承が、担当者や組織が変わったら行われにくいという、まさに家畜に関しての固有の事情があるなら、後ほど文書でいただけますか。なぜ引き継ぎができないのかということは理解できないでおりますので。

それから、この公平性・中立性が検査に必要なだというのは、これは御承知かもしれませんが、今、権力的処分だって民間でできますし、現にそういう例はいっぱいありますので、それが基本的に必要なら、契約上の守秘義務や公平性・中立性の保持義務をかけるということで対応できますし、場合によれば法令によることだってあり得る。これは全く論拠になりませんので、民間でできないということの根拠として成り立たないということを御認識いただきたいと思います。

○大橋専門委員 もう時間も大分経ちましたので、あと何かございますか。

本田先生、よろしいですか。

○本田副主査 はい。

○大橋専門委員 それでは、ありがとうございました。多くの委員の先生は、やはり今日の課長の説明についてはなかなか納得し難いというのが総意ではないかと思っています。そういうふうに、このヒアリングを総括しておきたいと思っています。